

各位

会計事務所のリスクマネジメントをバックアップ!

# ファルクラム 第25回 租税法研究会



～自主修正申告に係る加算税・オープンシャ・ホールディングス事件～

更正を予知してされたものではない修正申告は、いわゆる自主修正申告として、加算税が課されないこととされているが(通法 65④)、更正を予知してされたものではない修正申告でさえあれば、当初の申告が意図的な過少申告である場合であっても、自主修正申告として加算税が課されないのであろうか。今回はこの点が争点となった事案を素材として、加算税制度をしっかりと理解しましょう。

また、オープンシャ・ホールディングス事件を取り上げて、法人税法 22 条 2 項の要件論を検討します。同条項にいう「取引」とは何を指すのか、当事者の「合意」は同条項の要件事実となり得るのでしょうか。

◆日時：2013年6月15日(土) 14:00～16:30

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：無料(※1事務所につき1回のみ無料でご参加いただけます。)

◆会場：ハロー会議室 四谷(東京都新宿区四谷1-5 三陽ビル4F/JR線・丸ノ内線・南北線四ツ谷駅徒歩3分)

講師：ファルクラム代表理事 国士舘大学法学部教授 酒井 克彦

## 【内容】

- オープンシャ・ホールディングス事件—最高裁平成 18 年 1 月 24 日第三小法廷判決—
- 意図的になされた当初過少申告を自主修正した場合には加算税が免除されるか—広島高裁松江支部平成 14 年 9 月 27 日判決—

その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

◆主催：一般社団法人ファルクラム

(HPをご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)

所在地：〒154-0017 世田谷区世田谷 4-14-24-504

## 【次回のご案内】

第 26 回租税法研究会 (7/13 (土) 14:00～16:30)

- 有料老人ホーム終身入居金の権利確定時期—東京高裁平成 23 年 3 月 30 日判決—
- 株式保有特定会社の判定基準—東京高裁平成 25 年 3 月 30 日判決—

## 研究員(会員事務所)募集

(DVD 会員・YouTube 会員の募集)

租税法研究会・学習用 DVD を通じて、事務所のリスクマネジメントを図りましょう。

## 租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処するべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文の読み方、判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。

## 会員特典(一部のご紹介)：

- ★租税法研究会の無料参加(年 8 回開催)
- ★公開セミナーの無料参加(昨年 4 回開催)
- ★毎月 1 回の学習用講義 DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義 DVD。40～60 分程度)
- ★租税法研究会欠席時の DVD 無料送付

## 通信ファルクラム制度のご紹介：

★租税法研究会・学習用講義を DVD 又は YouTube で受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名		事務所名	
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名のみ記載で結構です。		
TEL		FAX	
E-mail		お試し参加希望	<input type="checkbox"/> (√チェック)
参加者名			

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail：[jimu@ful-crum.info](mailto:jimu@ful-crum.info)) 03-5799-4588 (9～17 時) 土日祝除く



お申込みFAX番号:03-5799-4597(随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>